

鳥取県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	介護老人保健施設わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜 1200-1	平成20年11月 1日